

木津川運動公園（北側区域）の計画見直しに係る懇話会設置要領（案）

（設 置）

第1条 木津川運動公園（北側区域）の計画の見直しを行うに当たり、有識者、地元関係団体代表者等から幅広く意見を聴取することを目的として、木津川運動公園（北側区域）の計画見直しに係る懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 懇話会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 懇話会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選によってこれを決め、議事を進行し運営する。
- 4 副委員長は、委員の中から委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年以内とし、再任することができる。

- 2 委員に欠員が生じ、懇話会の運営に支障が生じたときは、知事は、新たな委員を選任することができるものとし、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員の責務）

第4条 委員は、懇話会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

（懇話会）

第5条 懇話会は、知事が議題を設定の上、招集する。

- 2 懇話会は公開とする。ただし、知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（委員以外への意見聴取）

第6条 知事は、懇話会において、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

（解 散）

第7条 懇話会は、設置の目的を達成したときに解散する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営等に関し必要な事項は、知事が必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月16日から施行する。

別表

氏 名	所 属
青木 好子	京都先端科学大学健康医療学部 教授
秋田 裕子	NPO法人グローアップ 代表理事
伊澤 慎一	シンク・アンド・アクト株式会社 代表取締役
今西 仲雄	城陽市 副市長
○佐野 修久	大阪市立大学大学院都市経営研究科 教授
藤田 功博	株式会社のぞみ 代表取締役
星野 明子	京都府立医科大学大学院保健看護学研究科 教授
堀井 美郎	城陽商工会議所 会頭
◎増田 昇	大阪府立大学 名誉教授
三井雄一郎	国土交通省近畿地方整備局建政部 公園調整官

◎委員長

○副委員長